

南牧村老人福祉計画及び 第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)



群馬県 南牧村
令和6年3月

目 次

総 論

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節	計画策定の背景	3
第 2 節	計画の課題	3
第 3 節	計画の理念・目的・基本方針	4
第 4 節	法令等の根拠	5
第 5 節	計画期間	5
第 6 節	計画策定に向けた取組み	6
第 7 節	他制度による計画等の整合と調和	12

第 2 章 高齢者・要介護（要支援）認定者の現状

第 1 節	高齢者の現状	13
第 2 節	要介護（要支援）認定者の現状	14

I 老人福祉計画

第 1 章 老人福祉計画策定にあたって

第 1 節	老人福祉計画策定の背景	15
第 2 節	老人福祉計画策定の課題と目標	15

第 2 章 老人福祉計画の内容

第 1 節	在宅高齢者の支援事業	16
第 2 節	生きがいづくり・就労対策事業	17
第 3 節	生活の安全・安心確保対策事業	17
第 4 節	高齢者施策として検討実施する事業	18

II 第 9 期介護保険事業計画

第 1 章 介護保険事業の現状

1.	サービス受給者数の推移	19
2.	サービス給付費の推移	19
3.	サービスの種類	20
4.	サービス資源の現状	20

第2章 介護保険事業計画の概要

第1節 人口及び被保険者数の推計	2 1
第2節 要介護（要支援）認定者数の推移	2 1
第3節 日常生活圏域の設定	2 2

第3章 介護給付費等対象サービス計画

第1節 サービスの内容	2 3
第2節 サービス費の見込量	2 5
1. 介護サービス費の見込量	2 5
2. 介護予防サービス費の見込量	2 7

第4章 地域支援事業

1. 介護予防・日常生活支援総合事業	2 8
2. 包括的支援事業	2 9
3. 任意事業	2 9

第5章 第1号被保険者保険料の見込み

1. 標準給付費	3 0
2. 地域支援事業費	3 0
3. 財源構成	3 1
4. 第1号被保険者保険料の算定	3 1
5. 第1号被保険者の保険料に関する段階区分	3 2

第6章 円滑なサービス提供を図るために

1. 地域包括支援センター	3 3
2. 介護給付費等の適正化推進	3 5
3. 保険料の確保	3 6
4. 人材の確保と育成	3 6
5. その他サービスや施策等	3 6

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

南牧村の65歳以上の高齢者人口は、平成18年度の1,613人をピークに減少に転じ、令和5年度に1,057人（令和5年4月1日）となり、令和12年度は、996人と推計されますが、総人口に占める65歳以上の高齢化率は、令和5年度の68%（令和5年4月1日）から令和12年度には73%と上昇し、高い高齢化率が継続すると見込まれます。

南牧村老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画で進めてきた体制・事業を継続しつつ、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築の実現と地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた計画を視野に入れ、「南牧村老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定することとします。

第2節 計画の課題

1. 可能な限り住み慣れた地域において生活できる環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしが続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを一体化して、地域包括ケアシステムの構築に取り組むことが重要です。

高齢者が、その地域でどの程度の生活をし、どこで、どのような支援を必要とするかを把握し、地域の実情に合ったサービスの提供が必要です。

2. 自分らしい豊かな高齢期をつくることのできる地域参画づくり

健康寿命の延伸は、健康づくりの推進や支援体制の環境整備を進めることが重要です。

趣味や余暇活動で自らの知識・経験を生かした就労や地域づくりへの貢献など多様な関わり合いの中で、様々な社会参画の機会があることが重要です。

また、高齢者虐待やその他様々な権利侵害がないように、一人ひとりの意思が尊重され、権利が守られる支援体制が必要です。

第3節 計画の理念・目的・基本方針

前期計画において、高齢者が引き続き住み慣れた地域の中で安心して生きがいのある生活や、明るく活力のある高齢者社会の実現に向け、介護サービスや保健福祉サービスを提供するとともに、積極的な社会参加を促すことを重点とした体制づくりを推進してきました。

今期計画においては、「住み慣れた地域で自分らしい暮らしができる地域づくり」を計画の将来像と定め、前期計画に引き続き、地域包括ケアシステムの構築を推進し、次の目標を設定し計画を推進します。

1. 地域包括ケアシステムの構築

医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できるように、各分野における協力体制の強化と、地域住民との連携支援等の構築に向け、一体的な協働活動を推進します。

2. 居住環境の整備

地域の実情を踏まえた連携体制の強化を推進し、地域の見守り体制の整備や支え合いの推進、高齢者の権利擁護の推進を図ります。

また、一人暮らしに不安を抱える方などへの対応として、必要に応じ施設整備を行います。

3. 生きがい対策、社会参加の推進

高齢者が社会の重要な一員として、生きがいを持って暮らしていくことができるよう、自らの知識や経験を生かした就労場所の提供や地域への社会参加等を支援します。

また、生涯学習、生涯スポーツへの参加の促進、交流機会の拡充等、積極的に地域社会に参加できる環境づくりを推進します。

4. 健康寿命の延伸を目指した健康づくり

明るく活力のある生活を実現するには、高齢者一人ひとりが健康を意識し生活することが大切です。

食生活改善、体力づくりの推進、閉じこもりの防止に向け、地域住民やボランティアなどの協力のもと、各地域に合ったサロンや居場所づくりを行います。

すべての住民が、一緒に健康について共感しあえる場所の提供や支援を積極的に行い、地域一体となった健康づくりを形成し、健康で豊かな生活を目指します。

5. 安定した介護保険サービスの提供

中長期的な視野で、介護保険制度の円滑かつ適正な運営と安定した継続性を確保するために、介護給付の適正化、認定調査の公正化、介護保険事業者等への指導を推進し、被保険者が納得できる介護保険制度を目指します。

また、介護を要する高齢者及びその家族が安心して利用できる介護保険サービスの提供を図ります。

第4節 法令等の根拠

高齢者福祉事業全般の円滑な運営を図るために、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体とした「南牧村老人福祉計画及び介護保険事業計画」を3年を一期として策定しています。

本計画の法的根拠として、老人福祉法第20条の8第1項に基づく、「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、策定を義務付けられた法定計画です。

第5節 計画期間

本計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とした3年間とします。

また、団塊世代が75歳以上を迎える令和7年度、団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える令和22年度を見据えつつ、地域包括ケアシステムを構築していくことを目指します。

令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13	令和 14	令和 15	令和 16	令和 17
第9期計画(本計画)			第10期計画			第11期計画			第12期計画		

第6節 計画策定に向けた取組み

1. 調査摘要

高齢者の意識、健康状態、生活実態、介護環境、及び在宅介護をめぐる課題等の調査項目を通じ、日常生活や地域における課題、ニーズを把握し、本計画策定等の基礎資料とするため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」の二つの調査を実施しました。

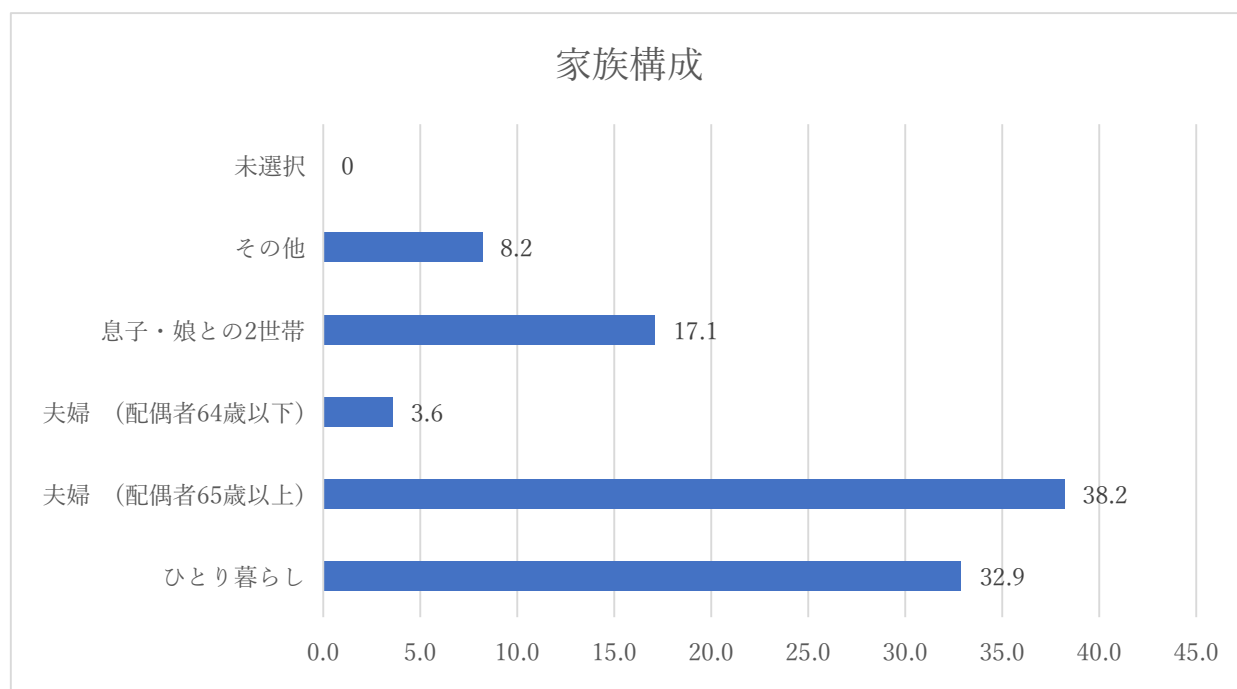
2. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

実 施 日	令和4年11月
調査対象者	令和4年11月1日現在で65歳以上の方 介護認定を受けていない者 40人 介護予防・日常生活支援総合事業対象者 6人 要介護認定要支援1、要支援2 29人
対 象 者 数	75人
回 収 率	96%

(1) 家族構成について

「夫婦(配偶者65歳以上)」38.2%と最も高く、次いで「ひとり暮らし」が32.9%となっています。

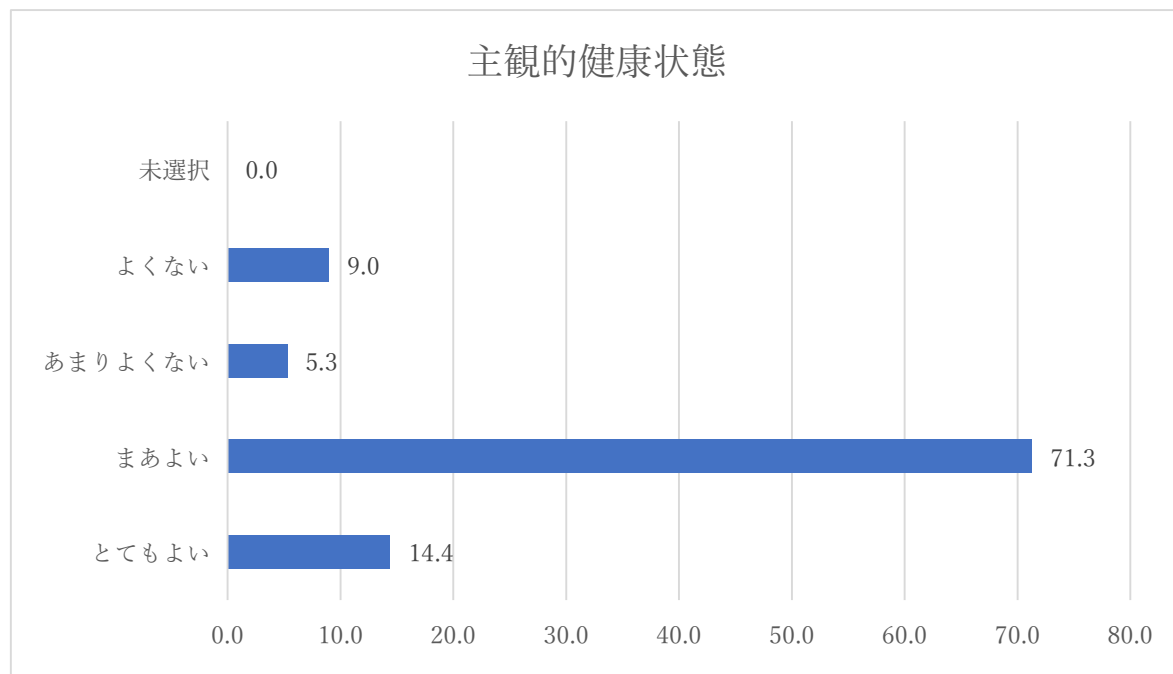
単位：%



(2) 主観的健康状態について

主観的に自覚している健康状態は、「まあよい」が71.3%と最も高く、「とてもよい」14.4%と合わせると良好となっています。

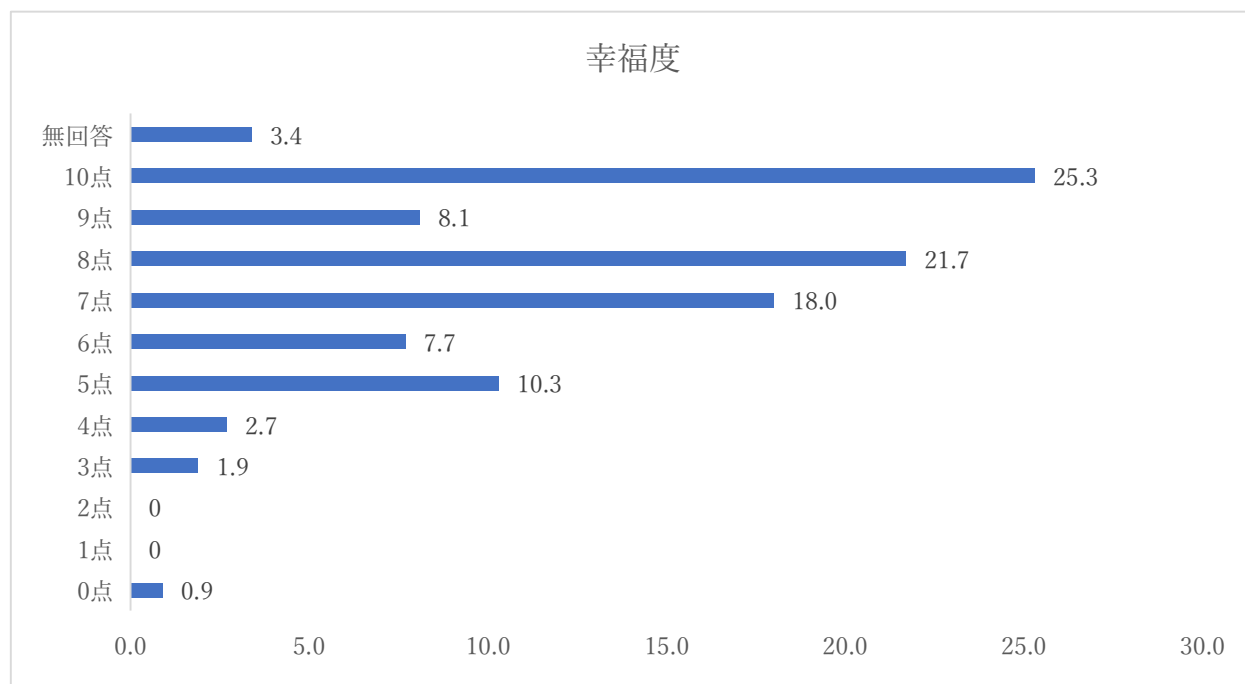
単位：%



(3) 幸福度について

現在の幸福度について、「10点」が最も多く、25.3%、次いで「8点」が21.7%、「7点」が18.0%となっています。

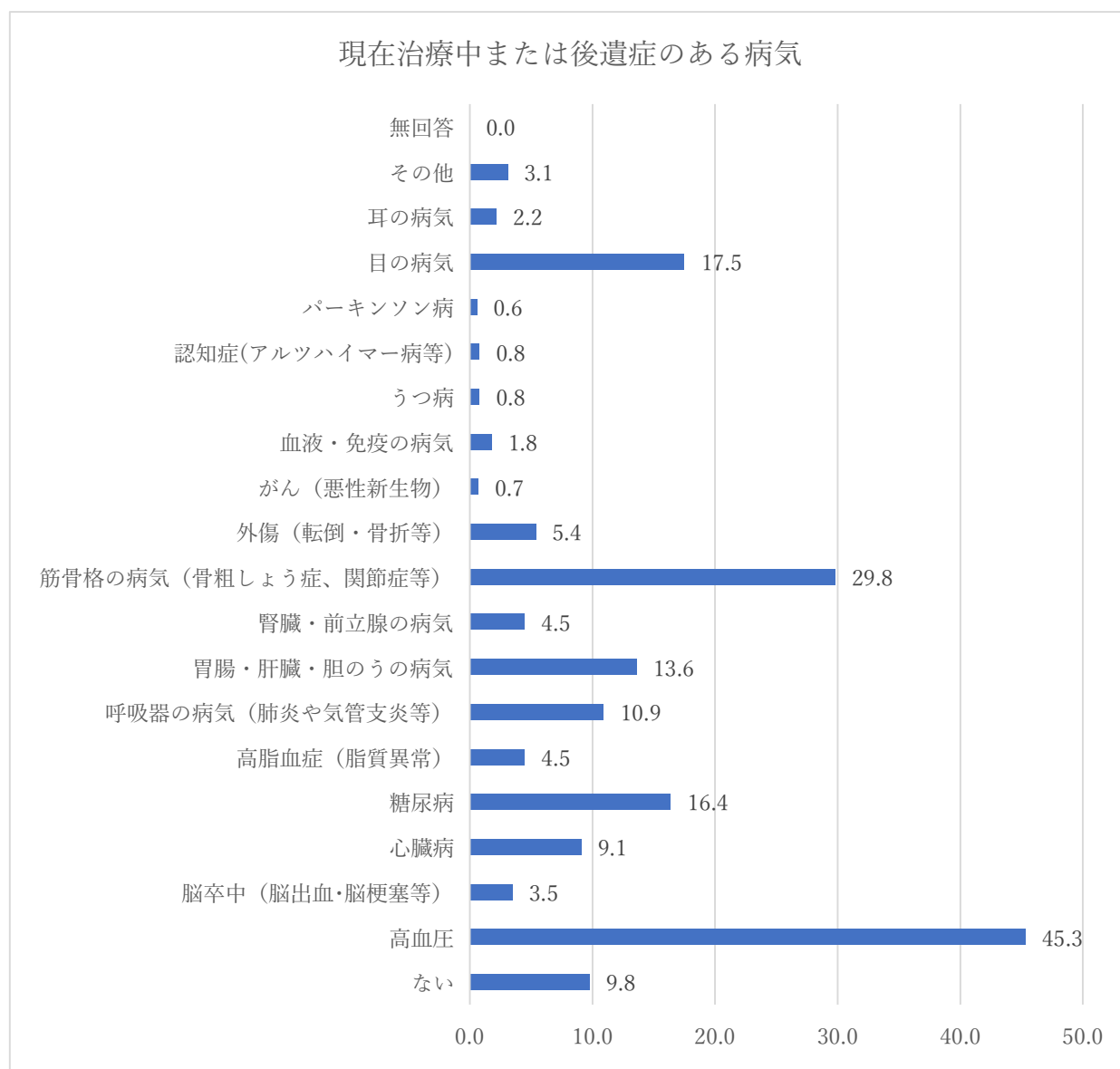
単位：%



(4) 現在治療中または後遺症のある病気について

「高血圧」が最も多く45.3%、次いで「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症）」が29.8%となっています。

単位：%

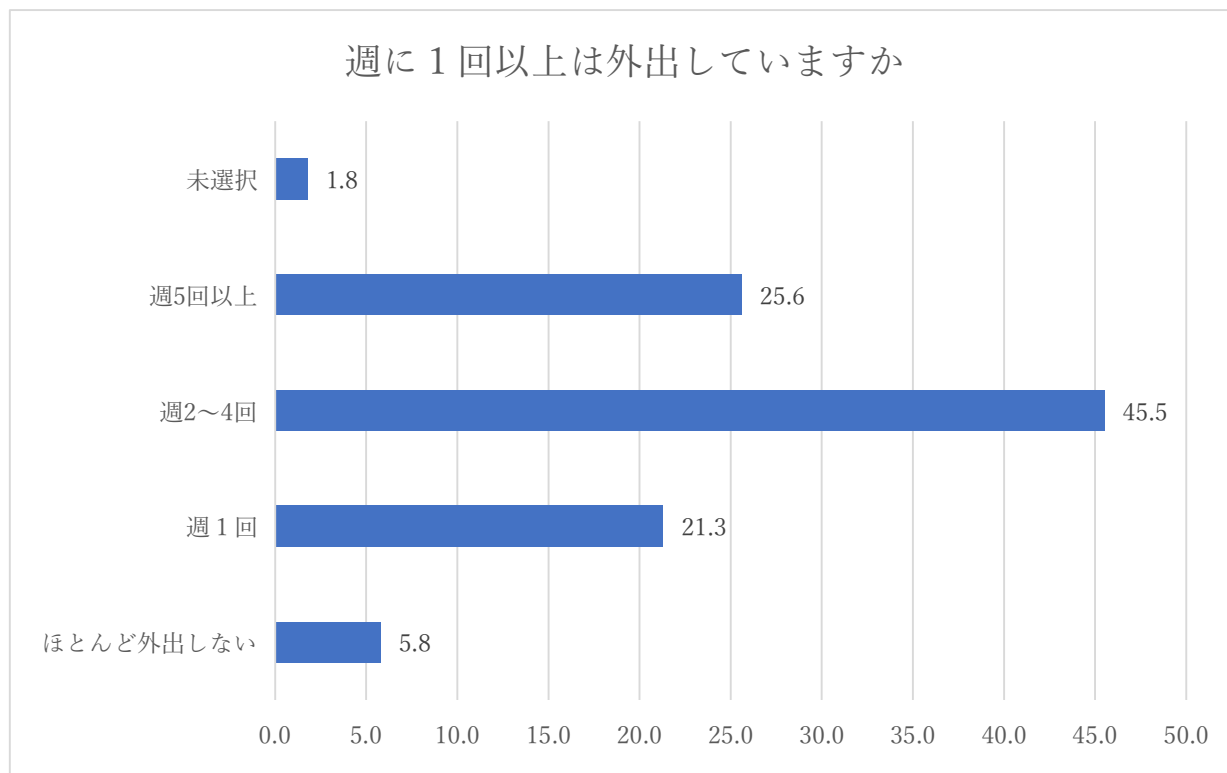


※複数回答

(5) 週に1回以上の外出回数について

最も多かったのが「週に2～4回」45.5%で、次いで「週5回以上」が25.6%、「週1回」が21.3%となっています。

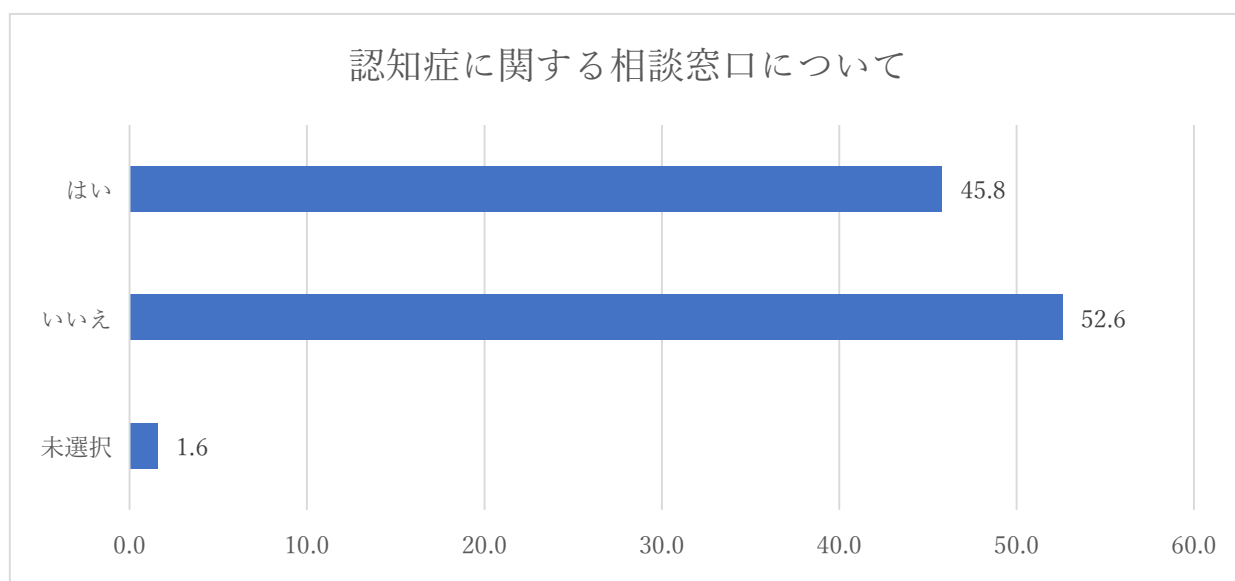
単位：%



(6) 認知症に関する相談窓口について

「認知症に関する相談窓口を知っていますか」の問いについては、52.6%の方が認知症に関する相談窓口を知らないと回答されています。

単位：%



3. 在宅介護実態調査

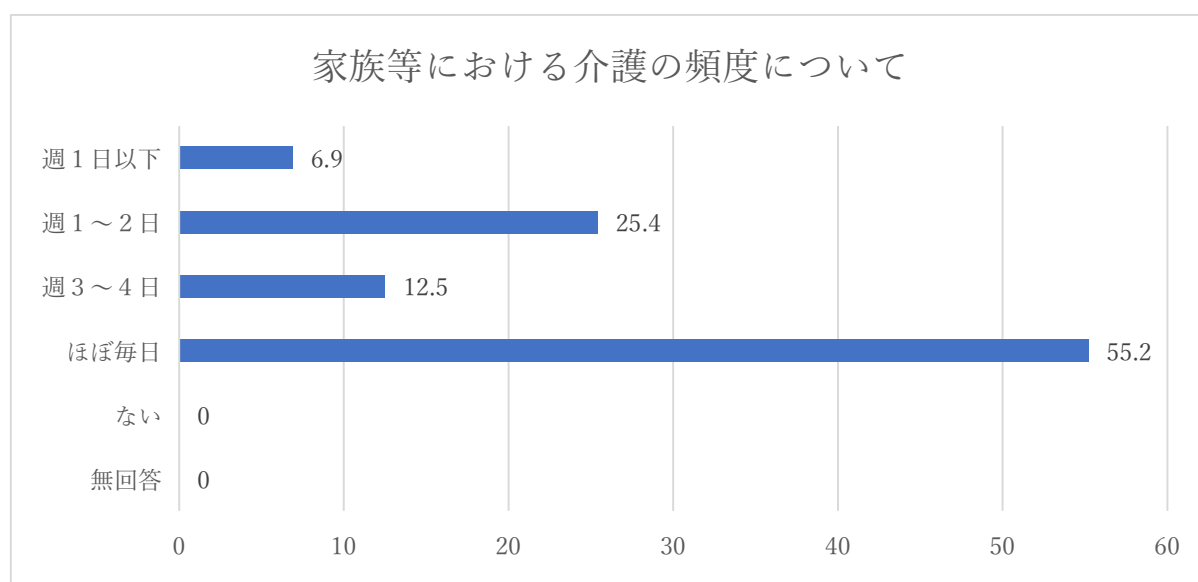
調査対象者は、令和4年9月1日から令和5年1月31日までの間に、在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請及び区分変更申請」をした方を調査しました。

対象者数	28人
回収率	100%

(1) 家族等による介護の頻度について

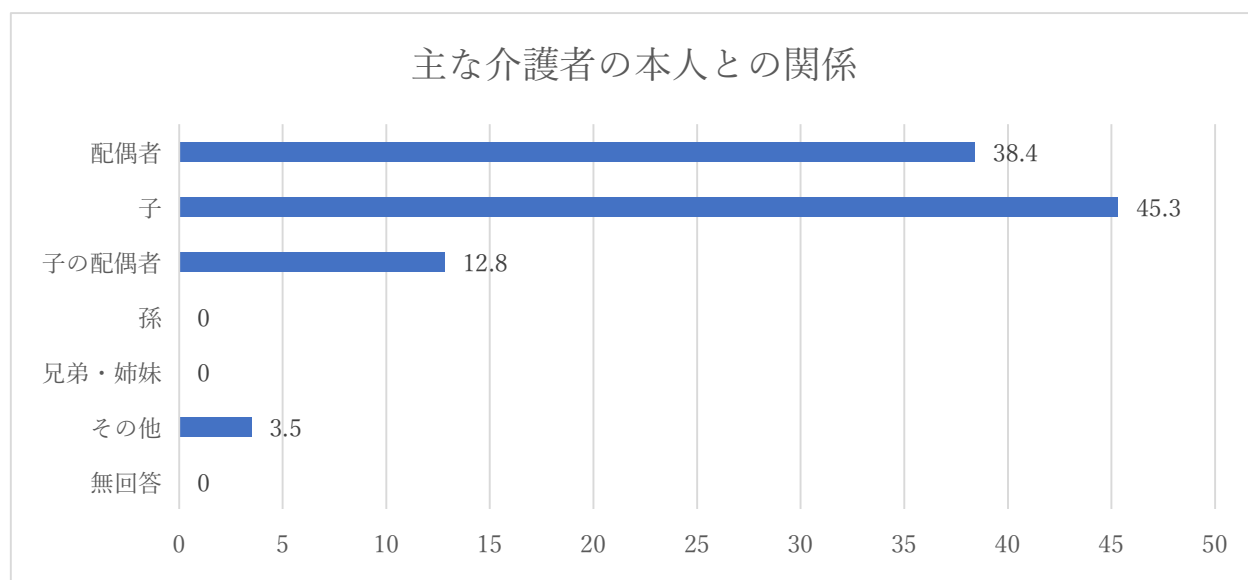
「ほぼ毎日」が55.2%と最も高く、次いで「週に1～2日」が25.4%となっています。

単位：%



(2) 主な介護者の本人との関係について

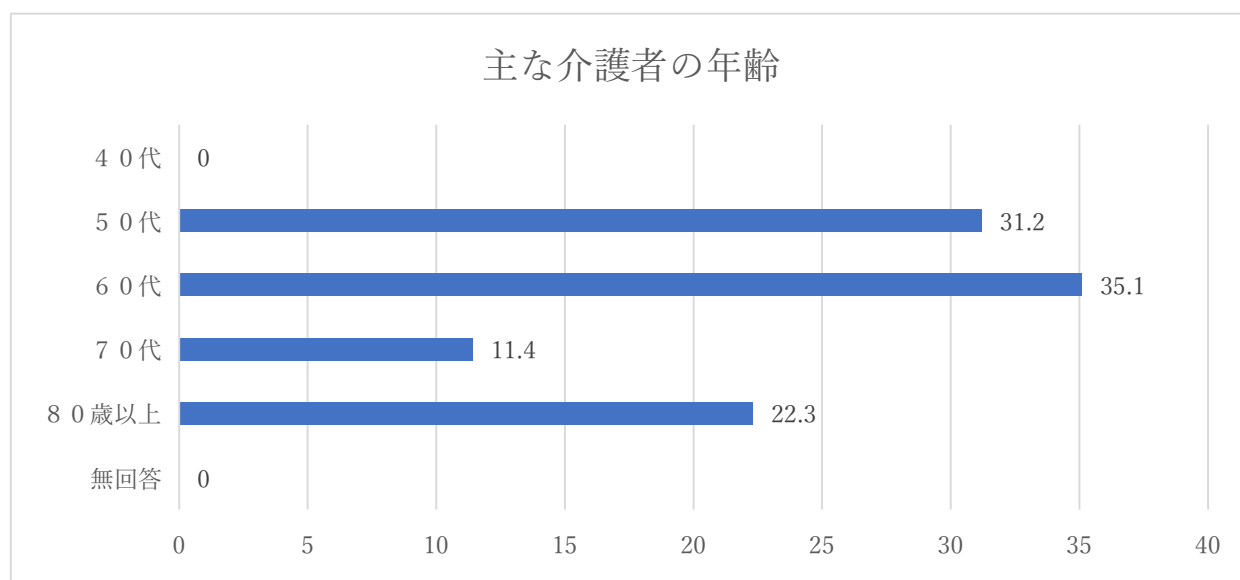
「子」が45.3%と最も多く、次いで「配偶者」38.4%となっています。



(3) 主な介護者の年齢について

「60代」の方が35.1%と多く、次いで「50代」31.2%となっています。

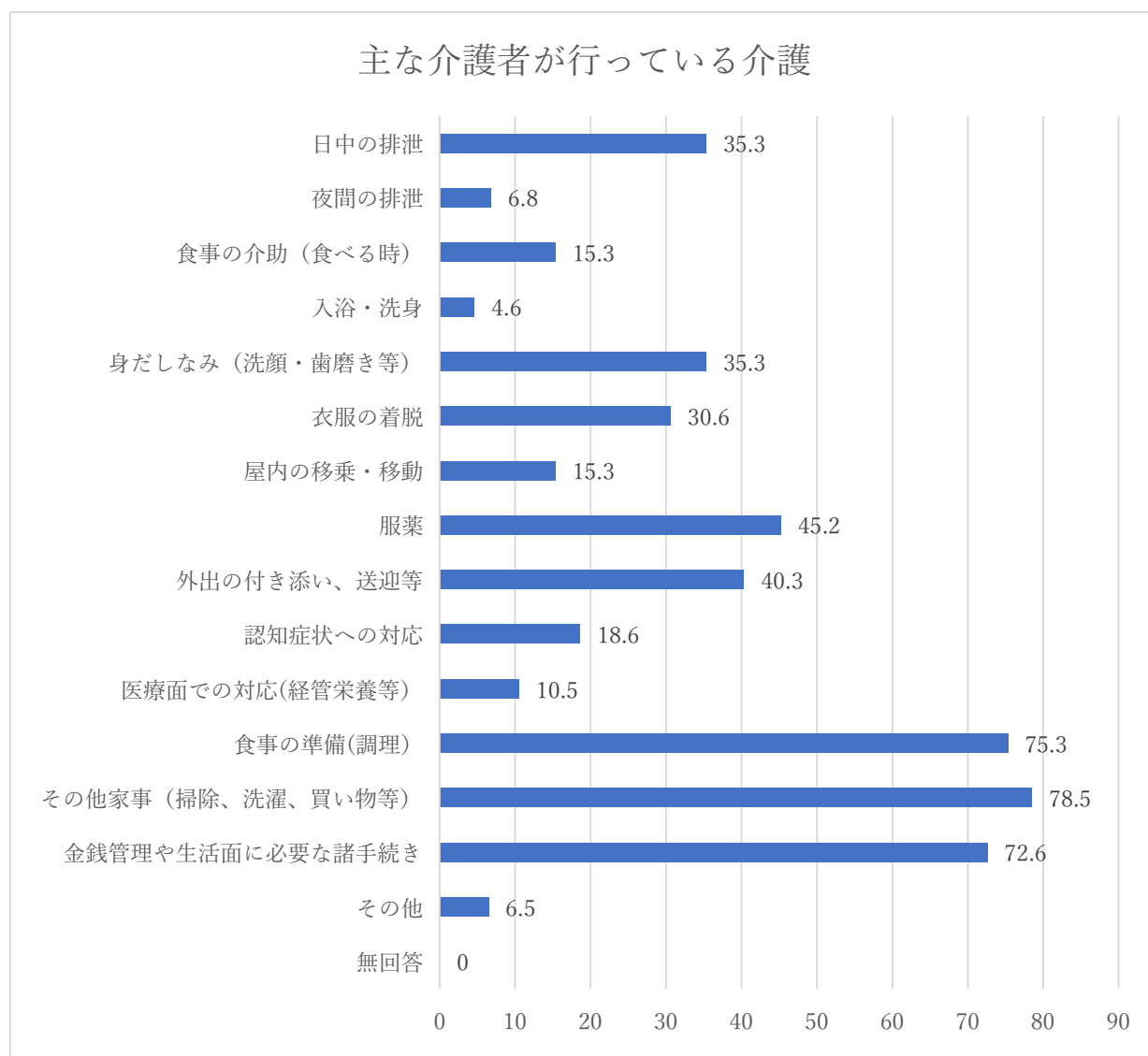
単位：%



(4) 主な介護者が行っている介護について

「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」78.5%と最も多く、次いで「食事の準備(調理)」75.3%となっています。

単位：%



※複数回答

第7節 他制度による計画等の整合と調和

この計画は、村政運営の方向性を定める「第五次南牧村総合計画」と整合性を図りつつ策定しています。

また、群馬県が策定した「群馬県高齢者福祉計画」、「群馬県介護給付適正化計画」やその他関係計画等と整合を図りながら策定しています。

第2章 高齢者・要介護（要支援）認定者の現状

第1節 高齢者の現状

（1）高齢者人口の推移

（単位：人）

項 目		総 人 口	65歳 ～ 74歳	75歳 以上	高齢化率 (%)
第 7 期	平成30年度	1,890	350	819	61.8
	令和元年度	1,816	355	800	63.6
	令和2年度	1,732	363	755	64.5
第 8 期	令和3年度	1,655	378	718	66.2
	令和4年度	1,591	377	694	67.3
	令和5年度	1,524	348	685	67.7

※ 住民基本台帳・外国人登録台帳 基準日：10月1日

（2）1人暮らし高齢者の推移

（単位：人）

項 目		男	女	計	高齢者人口うち 1人暮らし率 (%)
第 7 期	平成30年度	49	149	198	16.9
	令和元年度	54	141	195	16.8
	令和2年度	—	—	—	—
第 8 期	令和3年度	—	—	—	—
	令和4年度	65	135	200	18.6
	令和5年度	77	143	220	21.3

※ 基準日：6月1日

※ 令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染防止対策のため調査は行っていません。

第2節 要介護（要支援）認定者の現状

（1）高齢者人口の推移

（単位：人）

項 目		第1号 被保険者数	第1号 要介護 (要支援)認定者	第1号 被保険者における 認定率（％）
第 7 期	平成30年度	1,183	305	25.7
	令和元年度	1,167	297	25.4
	令和2年度	1,148	297	25.8
第 8 期	令和3年度	1,120	292	26.0
	令和4年度	1,081	277	25.6
	令和5年度	1,058	274	25.8

資料：介護保険事業状況報告（令和5年度は12月末の数値）

（2）要介護度別認定者の推移

（単位：人）

項 目		支援 1	支援 2	経過 的 要 介 護	介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5	計
第 7 期	平成30年度	19	43	0	50	51	62	40	40	305
	令和元年度	16	42	0	37	48	62	41	51	297
	令和2年度	19	48	0	51	41	55	44	39	297
第 8 期	令和3年度	20	42	0	58	46	46	38	42	292
	令和4年度	19	30	0	49	48	47	42	42	277
	令和5年度	25	39	0	46	43	45	40	36	274

資料：介護保険事業状況報告（令和5年度は12月末の数値）

I 老人福祉計画

第1章 老人福祉計画策定にあたって

第1節 老人福祉計画策定の背景

南牧村の人口は、平成元年の4,788人から令和5年の1,556人と37年で約3,200人以上の減少が見られます。

近年は転出などの社会的減少よりも、死亡数から出生数を除いた自然的減少が大きく上回る状況にあります。

これらの状況から、国立社会保障・人口問題研究所の推計では令和12年に南牧村の総人口は996人、高齢化率73%となる見込みです。

第2節 老人福祉計画策定の課題と目標

高齢者の増加に伴って、寝たきりや認知症等の介護を必要とする高齢者が急速に増えてきています。

この老人福祉計画は、本村に暮らす高齢者が「生涯青春」、「生涯現役」で生きがいを持って暮らせることを支援するために策定するものです。

平成12年に介護保険制度開始以来、高齢者施策のために平成20年には後期高齢者医療制度が、平成25年12月には「持続的な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」の施行、平成26年6月には「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の公布と高齢者を重視する法改正が行われてきており、高齢者の福祉・介護・保健・医療の在り方もその都度見直されています。

今期計画においても社会的弱者が地域住民の温かい援助や、心のふれあいを大切にしながら、生きがいをもって自立した生活ができる基盤の確立と思いやりのある地域社会の建設を目指します。そして、人材・組織の育成及び施設の整備を推進し、高齢者が安心安全な生活が送れる地域社会を目指します。

第2章 老人福祉計画の内容

高齢化が急速に進み、ひとり暮らし等の高齢者世帯が急増しています。

高齢者の多くは、引き続き住み慣れた地域の中で生活したいと願っています。生きがいを持ち安心して生活できるように、在宅福祉を中心とした介護サービスや保健福祉サービスを提供するとともに、生きがいづくりの事業を推進し、積極的な社会参加を促します。

また、南牧村社会福祉協議会や南牧村民生委員児童委員協議会等と関連する機関が連携し、高齢者の生活全般をサポートできる地域の見守り体制に努めます。

第1節 在宅高齢者の支援事業

1. 敬老事業

高齢者の長寿をお祝いするため、村内の80、85、90、95、100、101歳以上の方に敬老祝金を贈呈し、75歳以上の方を対象として敬老会等の敬老慶祝事業を実施します。

なお、90歳以上の在宅夫婦に高齢夫婦お祝い事業として、記念品を贈呈します。

2. ひとり暮らし等見守り活動事業

ひとり暮らし高齢者等の安否確認のため、見守り活動を支援します。

3. 「幸齢者」(高齢者)いきいき事業

元気でいきいきと暮らし、介護保険のサービスを受けていない65歳以上の方を対象として、「幸齢者」いきいき交流旅行の実施と幸齢者いきいき祝金を贈呈します。

第2節 生きがいづくり・就労対策事業

1. 生涯学習・スポーツ活動助成事業

高齢者が魅力的な活動を模索し、個人の技能や知識及び趣味に合わせた活動及び相互扶助の観点から、社会の変化に対応した新鮮な活動を創造していくことを支援し、生涯にわたって、文化的な活動や学習、スポーツに親しめるように教室や事業を開催し、高齢者の社会参加や健康づくりを推進します。

2. シルバー人材センター運営事業

高齢者の豊富な知識と経験を生かして、積極的に地域で活躍できるように職域の開拓と高齢者の生きがいづくりを推進します。

第3節 生活の安全・安心確保対策事業

1. 高齢者等安心生活確保事業

在宅福祉の向上を図ることを目的にひとり暮らしの高齢者等が在宅で安心した生活を送ることができるよう、急病等の緊急事態に迅速に対応するための通報装置の貸与、また振込め詐欺等にあうことを未然に防ぐための撃退機器の貸与を実施します。

2. 緊急医療情報提供事業

高齢者や障害者等の安全で安心した生活を確保するため、万一の緊急時に備え緊急医療情報キット（かかりつけ医や持病などの医療情報や薬剤情報等入れた専用の容器）を冷蔵庫に保管していただくことで、緊急時に適切で迅速な処置を行い、医療機関等への迅速な連絡や緊急連絡先への連絡をスムーズに行うための事業を実施します。

3. 高齢者虐待の早期発見

高齢者虐待は、高齢者の尊厳を冒すだけでなく心身に重大な悪影響を及ぼす場合もあり深刻な問題となっていますが、高齢者虐待が発生する背景には家庭内におけるささいな事が積み重なることによって、様々な要因が存在するため解決が困難です。地域住民や医療・福祉・介護関係機関等の連携により適切な支援を行うことにより、高齢者虐待の早期発

見・早期予防を図るとともに、高齢者虐待の防止に努めます。

第４節 高齢者施策として検討実施する事業

南牧村では地域の実情に応じた、多様な生活支援や地域における支え合い体制づくり、介護予防事業等のサービスを検討し、高齢者と地域住民を含めた高齢者施策の推進を考えています。

本計画においては、高齢者実態把握調査の結果を踏まえ、介護保険対象事業以外で下記事業を中心に、高齢者が必要としている事業や地域住民と相互に活動できる事業の検討を行うとともに、高齢者が活用できる地域資源を、南牧村社会福祉協議会や南牧村民生委員児童委員協議会等関連する機関と連携し、本計画期間で実施していきます。

- ① 高齢者が安心して居住できる住宅環境整備事業
- ② 高齢者の個々の得意な面を生かしたボランティア活動が行える事業
- ③ 高齢者が安心して生活できる環境を整えるための住宅改造費助成事業（バリアフリー化等）
- ④ 高齢者等世帯が健全な食生活の確保や安否確認ができる配食サービス事業
- ⑤ 各地域で地域住民と高齢者同士が気軽に集まれ、ふれあいや交流ができる居場所づくり事業
- ⑥ 高齢者が健康で自立した生活を送れるよう専門職等による生活アドバイス事業
- ⑦ 高齢者が生涯スポーツやウォーキング等の日常的に取り組める運動等の支援や助成を行う事業
- ⑧ 各種支援活動事業等

Ⅱ 第9期介護保険事業計画

第1章 介護保険給付事業の現状

1. サービス受給者数の推移

【介護サービス】

単位：人

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス	2,993	3,191	1,524
地域密着型サービス	492	446	324
施設サービス	938	928	799

【介護予防サービス】

単位：人

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス	824	708	368
地域密着型サービス	0	0	0
施設サービス	0	0	0

2. サービス給付費の推移

【介護サービス】

単位：円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス	142,294,072	143,753,443	107,828,420
地域密着型サービス	104,900,706	97,209,702	68,419,143
施設サービス	243,256,788	244,602,980	211,784,139

【介護予防サービス】

単位：円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス	12,872,014	8262109	8,835,136
地域密着型サービス	0	0	0
施設サービス	0	0	0

資料：介護保険事業状況報告（令和5年度は12月末までの数値）

３．サービスの種類

1	介護サービス	要介護１から要介護５の方が利用できるサービス
2	介護予防サービス	要支援１、要支援２の方が利用できるサービス

1	居宅サービス	自宅を中心に利用するサービス
2	地域密着型サービス	住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービス
3	施設サービス	施設に入所してサービスを受ける

４．サービス資源の現状

村内におけるサービス基盤の現状は次のとおりです。

種 類	サービスの種類	施設数	定員
居宅サービス	通所介護	1	35
	訪問介護	1	
	短期入所生活介護	2	10 (21)
	特定施設入居者生活介護	1	20
地域密着型サービス	介護老人福祉施設入居者生活介護	1	21
施設サービス	介護老人福祉施設	1	50

第2章 介護保険事業計画の概要

第1節 人口及び被保険者数の推計

令和7年度から令和27年度までにおける総人口及び被保険者数の推計は、次のとおりです。

総人口、高齢者人口は減少傾向にありますが、高齢化率は上昇傾向にあります。

(単位：各項目()内／年)

項 目	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度	令和 27年度
人口(人)	1,268	996	789	609	455
被保険者数(人)	885	732	603	476	357
65～75歳未満(人)	303	220	158	109	69
75歳以上(人)	582	512	445	367	288
高齢化率(%)	69.7	73.4	76.4	78.1	78.4

資料：国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口」

第2節 要介護（要支援）認定者数の推計

認定者数の推計は、次のとおりです。

要介護（要支援）認定者数は減少が見込まれます。

(単位：人)

項 目	支援 1	支援 2	経過 的 要 介 護	介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5	計
6年度	22	30	0	45	42	44	37	38	258
7年度	22	27	0	45	40	45	37	37	253
8年度	20	30	0	43	40	44	36	31	244
10年度	18	24	0	37	34	37	33	31	214

第3節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定は、地理的条件、社会的条件やその他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を定めるものとされています。

南牧村は南牧村全域を日常生活圏域として設定し、地域の特性などを踏まえて、地域包括ケアシステムの構築に向け、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供できるよう整備を図ります。

第3章 介護給付費等対象サービス計画

第1節 サービスの内容

内 容	
1. 介護サービス	要介護1から要介護5の方が利用できるサービス
2. 介護予防サービス	要支援1、要支援2の方が利用できるサービス
3. 居宅サービス(介護予防も含む)	自宅を中心に利用するサービス
① 訪問介護(ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活の援助
② 訪問入浴介護	移動入浴車等で訪問し、入浴の介助等
③ 訪問看護	看護師が訪問し、床ずれ手当や点滴の管理等
④ 訪問リハビリテーション	リハビリ(機能回復訓練)の専門家が訪問しリハビリを実施
⑤ 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士が訪問し、薬の飲み方や食事等の療養上の管理等
⑥ 通所介護(デイサービスセンター)	施設にて日帰りで、食事・入浴等の介護や機能訓練を実施
⑦ 通所リハビリテーション(デイケア)	介護老人保健施設や病院・診療所で日帰りの機能訓練を実施
⑧ 短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設や療養型施設等に短期間入所して、食事・入浴等の介護や機能回復訓練を実施
⑨ 福祉用具貸与	生活環境を整えるサービスで福祉用具の貸与
⑩ 特定福祉用具購入	生活環境を整えるサービスで福祉用具の購入

内 容	
	⑪ 住宅改修 生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく住宅改修費の支給
	⑫ 特定施設入居者生活介護 有料老人ホーム等で食事・入浴等の介護や機能回復訓練を実施
	⑬ 居宅介護支援・介護予防支援 介護支援専門員（ケアマネジャー）がケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるように支援
４．地域密着型サービス（介護予防も含む）	
	① 小規模多機能型居宅介護 小規模な居住型の施設で「通い」を中心に「訪問」、「短期間の宿泊」等を組み合わせて、食事・入浴等の介護や支援
	② 認知症対応型共同生活介護 認知症の方が共同で生活できる場（住居）で、食事・入浴等の介護や支援及び訓練機能の実施
	③ 地域密着型通所介護 利用定員１８人以下の小規模なデイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを実施
	④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 定員２９人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、食事・入浴等の日常生活の介護や健康管理などを実施
５．施設サービス	
	① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 生活介護が中心の施設
	② 介護老人保健施設 介護やリハビリが中心の施設
	③ 介護医療院 医療が中心の施設

第 2 節 サービス費の見込量

1. 介護サービス費の見込量

① 居宅サービス

(単位：各項目 () 内／年)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
訪問介護	給付費(千円)	5,722	5,311	5,410
	回数(回)	1,857	1,775	1,620
	人数(人)	288	270	265
訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
訪問看護	給付費(千円)	344	333	330
	回数(回)	108	102	100
	人数(人)	12	12	12
訪問 リハビリテーション	給付費(千円)	604	600	600
	回数(回)	196	185	163
	人数(人)	28	24	24
居宅療養管理指導	給付費(千円)	690	550	540
	人数(人)	140	135	134
通所介護	給付費(千円)	67,824	67,592	69,915
	回数(回)	9,216	8,250	7,330
	人数(人)	759	605	573
通所 リハビリテーション	給付費(千円)	916	816	810
	回数(回)	272	252	255
	人数(人)	25	20	23
短期入所生活介護	給付費(千円)	36,750	35,230	34,232
	回数(回)	3,782	2,975	2,882
	人数(人)	293	243	236
福祉用具貸与	給付費(千円)	4,650	4,680	4,260
	人数(人)	372	361	353
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	150	150	150
	人数(人)	12	10	10
住宅改修費	給付費(千円)	1,000	1,000	1,000
	人数(人)	24	20	18
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	18,130	18,100	18,000
	人数(人)	72	70	68

② 地域密着型サービス

(単位：各項目 () 内／年)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	9,770	8,916	8,510
	人数(人)	55	46	44
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	16,420	16,310	15,390
	人数(人)	60	60	58
地域密着型特定施設 入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入居者生活介護	給付費(千円)	42,460	44,460	43,361
	人数(人)	216	201	175
地域密着型通所介護	給付費(千円)	11,830	11,530	10,821
	人数(人)	60	53	51

③ 施設サービス

(単位：各項目 () 内／年)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護老人福祉施設	給付費(千円)	159,533	160,322	158,912
	人数(人)	621	633	615
介護老人保健施設	給付費(千円)	11,165	11,000	10,981
	人数(人)	44	40	38
介護医療院	給付費(千円)	102,320	100,300	98,968
	人数(人)	305	290	287

④ 居宅介護支援

(単位：各項目 () 内／年)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
居宅介護支援	給付費(千円)	14,300	13,300	12,810
	人数(人)	984	936	886

２．介護予防サービス費の見込量

① 介護予防サービス

(単位：各項目 () 内／年)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	151	151	151
	回数(回)	20	20	20
	人数(人)	12	12	12
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費(千円)	349	120	110
	回数(回)	110	60	58
	人数(人)	23	10	9
介護予防 居宅療養管理指導	給付費(千円)	40	40	40
	人数(人)	9	9	9
介護予防通所 リハビリテーション	給付費(千円)	1,000	1,000	950
	人数(人)	23	20	18
介護予防短期 入所生活介護	給付費(千円)	400	400	351
	回数(回)	90	87	84
	人数(人)	10	10	8
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	2,560	2,505	2,301
	人数(人)	301	288	253
介護予防 特定福祉用具購入費	給付費(千円)	100	100	105
	人数(人)	5	4	4
介護予防住宅改修費	給付費(千円)	1,200	1,230	1,000
	人数(人)	7	7	6
介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	4,000	3,753	3,291
	人数(人)	50	45	37

② 介護予防支援

(単位：各項目 () 内／年)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護予防支援	給付費(千円)	1,702	1,601	1,303
	人数(人)	360	320	266

第4章 地域支援事業

地域支援事業は、介護サービスや介護予防サービスと並び、介護保険制度の大きな柱の一つです。

要介護・要支援状態になる前から、一人ひとりの状況に応じた対策を図るとともに、地域住民が自立した日常生活を送れることを目的とし次の事業を実施していきます。

事業名		内容
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	①要支援認定を受けた者 ②基本チェックリスト該当者（事業対象者）
	訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援の提供
	通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
	介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう支援の提供
	一般介護予防事業	対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者
	介護予防把握事業	収集した情報を活用し、支援を要する者の把握及び住民の健康づくり、介護予防へつなげる事業の実施
	介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発 ・運動教室等の実施
	地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う ・介護予防ボランティアの育成 ・団体等への活動支援 ・高齢者地域間交流の支援 ・いきいき交流旅行の実施
	地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

事業名		内容
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	
	介護予防 ケアマネジメント業務	要支援者・事業対象者に対して介護予防及び日常生活支援を目的として、アセスメントに基づき、自主的な取り組みを含め予防サービス利用が提供されるよう支援を提供
	総合相談支援業務	本人・家族・住民などからの相談に応じ、状況把握を行い適切な情報やサービス提供を専門的・継続的に支援を実施
	権利擁護業務	困難な状況にある高齢者が尊厳ある生活が維持できるように支援を実施
	包括的・継続的 ケアマネジメント 支援業務	ケアマネジャー、主治医、介護施設等関係機関など地域において多職種相互の協働により連携し高齢者の状況に応じて包括的かつ継続的に支援を実施
	社会保障の充実	
	認知症施策の推進	初期集中支援チームの関与に関する認知症の早期診断・早期対応等を行い、認知症の本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築を推進
	在宅医療・介護連携の推進	地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療・介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進
	地域ケア会議の実施	地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進
	生活支援体制整備事業	協議体を設置し、住民と生活支援コーディネーターを中心に、担い手やサービスの開発等を行い高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進
任意事業	介護給付費適正化事業	介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施
	家族介護支援事業	介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減する事業を実施 ・家族介護支援事業（介護者相互の交流・研修） ・家族介護継続支援事業（介護慰労等）
	その他事業	介護保険事業の運営の安定化及び高齢者の地域における自立した日常生活の支援に必要な事業を実施 ・地域自立支援生活支援事業（高齢者相互の交流会等）

第5章 第1号被保険者保険料の見込み

1. 標準給付費

第9期計画期間中の標準給付費見込額は次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
介護給付費	504,578	500,500	495,000	1,500,078
介護予防費	11,602	10,900	9,602	32,104
特定入所者 介護サービス等給付費	21,040	20,900	20,500	62,440
高額介護サービス費等 給 付 費	12,795	12,000	11,700	36,495
高額医療合算 介護サービス費等給付額	2,040	1,900	1,850	5,790
算定対象者審査支払手数料	306	300	300	906
標準給付費見込額	552,361	546,500	538,952	1,637,813

2. 地域支援事業費

第9期計画期間中の地域支援事業費見込額は次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
介護予防・生活支援 サービス事業費	16,800	16,232	15,836	48,868
一般介護予防事業費	3,799	3,590	3,411	10,800
包括的支援事業 任意事業費	8,525	8,330	8,221	25,076
算定対象者審査支払手数料	54	52	50	156
総事業費見込額	29,178	28,204	27,518	84,900

3. 財源構成

単位：％

	公費負担 5 0 %			保険料 5 0 %	
	国	県	一般会計	第 1 号 被保険者	第 2 号 被保険者
介 護 給 付 費					
施 設 等	国庫負担金 1 5 % 調整交付金 平均 5 %	17. 5 %	12. 5 %	2 3 %	2 7 %
施設等以外	国庫負担金 2 0 % 調整交付金 平均 5 %	12. 5 %			
地 域 支 援 事 業 費					
介護予防・日常生活 支援総合事業	2 5 %	12. 5 %	12. 5 %	2 3 %	2 7 %
包括的支援事業 任意事業	3 8 . 5 %	19. 25 %	19. 25 %	2 3 %	

4. 第1号被保険者保険料の算定

(1) 第1号被保険者の保険料は、保険料収納必要額を計画期間における第1号保険者数で除して保険料基準月額を求めます。

南牧村で必要な サービスの総費用 (円)		65歳以上の方				必要な保険料（見込）	
		負担 割合 (%)		保険料 算定人数 (人)		年額(円)	月額(円)
1,722,713,000	×	13.6	÷	2,876	=	81,463	6,788

- ※ 1) 総費用、人数は第9期計画期間中の数値（見込）です。
 2) サービスの総費用は、標準給付費・地域支援事業費です。
 3) 65歳以上の方の負担分は、基準は23％ですが財政調整交付金等の交付により13.6％で見込みました。

(2) 保険料の算定にあたっては、村の施策として保険料軽減対策を行い、保険料を設定しました。

【第9期保険料基準額 5,800円】

5. 第1号被保険者の保険料に関する段階区分

単位：円

所得段階	基準	保険料率 (国基準)	保険料
			上段(年額)
			下段(月額)
第1段階	生活保護を受けている人、本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.285 (0.445)	19,836円
			1,653円
第2段階	世帯全員住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超え120万円以下	0.485 (0.685)	33,756円
			2,813円
第3段階	世帯全員住民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	0.685 (0.69)	47,676円
			3,973円
第4段階	同じ世帯に村民税課税者がいるが、本人は村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	0.90	62,640円
			5,220円
第5段階	同じ世帯に村民税課税者がいるが、本人は村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超	1.00	69,600円
			5,800円
第6段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得額が120万円未満	1.20	83,520円
			6,960円
第7段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得額が120万円以上210万円未満	1.30	90,480円
			7,540円
第8段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得額が210万円以上320万円未満	1.50	104,400円
			8,700円
第9段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得額が320万円以上420万円未満	1.70	118,320円
			9,860円
第10段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得額が420万円以上520万円未満	1.90	132,240円
			11,020円
第11段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得額が520万円以上620万円未満	2.10	146,160円
			12,180円
第12段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得額が620万円以上720万円未満	2.30	160,080円
			13,340円
第13段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得額が720万円以上	2.40	167,040円
			13,920円

※第1段階～第3段階は公費負担による軽減後の割合です。

第6章 円滑なサービス提供を図るために

1. 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域住民や医療・福祉・介護の関係機関との連携により、支援を必要とする高齢者を早期に把握し、その自立や尊厳を地域ぐるみで支援する地域包括ケアシステムの中核機関として活動しています。

また、介護・認知症・看取りなど高齢者を取り巻く様々な問題も増加することが想定されているところから、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症の見守り支援、生活支援、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務及び権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を併せて行っています。

第9期計画においても、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護保険サービスを中心とした様々な支援が継続的・包括的に提供されるように努めます。

(1) 地域ケア会議

個別の課題解決、ネットワークの構築、地域課題の発見等これらを通じて、介護支援専門員のケアマネジメントに関する実践力の向上や多職種で個別ケースの課題解決へ向けた支援内容を検討することを通じ、地域づくり、社会資源の開発、政策形成へつなげるため、地域ケア会議を行います。

① 自立支援型地域ケア個別会議

要支援者の自立支援に向けたケアの方法を多職種で検討し、介護予防及び高齢者の生活の質の向上を図ることを目的に実施します。

② 地域ケア個別会議

困難事例等の個別ケースについて、多職種や関係者で対応方法等を検討します。

③ 地域ケア推進会議

困難事例や地域ケア会議等で明らかとなった地域課題等を検討します。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が想定されており、切れ目ない在宅医療・在宅介護を提供する体制を整備するため、富岡市、下仁田町、甘楽町、南牧村が富岡市甘楽郡医師会に委託して、

関係機関の相談、専門職や住民に対する研修等を実施し、医療・介護の連携強化を図っています。

① ネットワークの構築

医療と介護が切れ目なく提供できるよう、医療と介護の多職種が連携するネットワークの構築や課題解決に向けた取り組みを行います。

② 村民への普及・啓発

かかりつけ医やかかりつけ薬局の推奨や、医療と介護に関する住民の理解を深めるための普及・啓発を行います。

③ 医療・介護人材の育成

医療・介護のニーズが高まる中で、医療・介護に従事する人材の発掘や育成について県や関係機関と協力し取り組みます。

(3) 認知症総合支援事業の推進業務

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を送れる村づくりを目指し、認知症の方や介護者を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として事業に取り組みます。

① 認知症への理解を深める普及・啓発

認知症の方を社会全体で支える仕組みづくりを目指し、住民への理解促進のための取り組みを行います。

② 見守り体制の整備

認知症の方や介護者が安心して暮らすためには、地域による体制づくりが重要であることから、認知症の方の見守り・保護を含めた体制整備を図ります。

③ 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の方や介護者のケア向上のため、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の容態の変化に応じた支援及び認知症の方や介護者を支援する相談業務や医療・介護関係機関との連携を図ります。

④ 介護者への支援

介護者への支援が認知症の方の生活の質の改善につながることから、介護者の負担軽減の支援に取り組みます。

⑤ 認知症初期集中支援推進事業

県の認知症疾患医療センターの指定を受けた西毛病院と協力して、医師や専門職からなるチームを結成し、医療や介護につながらない認知症が疑われる方への直接訪問を行い、サービスにつながるまでの集中的な支援を行います。

⑥ 認知症サポーター等養成事業

住みよい地域づくりを推進するために幅広い住民を対象に、認

知症サポーター養成講座等の開催や認知症サポーター等の支援を行います。

⑦ 南牧村オレンジカフェ

認知症の方の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる村づくりを目指し、認知症に対する正しい知識の普及啓発や認知症の方や介護者の支援を行います。

2. 介護給付費等の適正化推進

介護（予防）給付について、介護給付等に要する費用の適正化を重要課題と認識し、円滑に推進できる人員を確保し、公平かつ適正な介護給付を行います。

（１）認定調査状況チェック

指定居宅介護支援事業者が実施した更新認定等の認定調査内容について、村職員が訪問や書面審査によって点検を行います。

（２）ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を、事業者からの提出または事業所への訪問調査により、村職員等の第三者がその内容の点検、指導を行います。

（３）福祉用具購入・住宅改修等の点検

住宅改修費の申請時に利用者宅の状態等の確認、工事見積書の点検を行い、竣工後に訪問調査等により施工状況の点検を行います。

また、福祉用具利用者には訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況を点検を行います。

（４）医療情報との突合・縦覧点検

国民健康保険、後期高齢者医療保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

（５）介護給付費通知

利用者本人や家族に対し、サービスの利用状況、費用を通知します。

3. 保険料の確保

保険料については被保険者からの負担を基本としますが、低所得者対策として被保険者へ保険料軽減対策を行い、計画的に保険料の確保を図っていきます。

また、介護保険料の滞納等が生じないように適切な対応を行っています。

4. 人材の確保と育成

地域包括ケアシステムを支えるためには、介護人材の確保と介護現場の生産性の向上の取組を一体的に進めていくことが必要です。

こうした現状において、介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備などの取組を総合的に実施する必要があります。

また、介護サービスの需要が今後更に高まることが見込まれる中で、深刻化する介護人材不足を解決し、将来にわたって安定的な介護サービスの提供体制を確保していく観点から、介護現場の生産性向上の取組の一層の推進は喫緊の課題といえます。県と連携しながら、生産性向上に資する様々な支援施策を総合的に推進します。

5. その他サービスや施策等

計画上で見込んでいないサービスや事業においても、必要に応じて随時検討し、計画年度内において計画・予算化を行います。

また、村内の介護・保健・福祉等の関係機関と連携しサービスの向上を図ります。